

2. ヒアリング事項 ①、②について

親権者（親）の親権との関係で困難をきたした

具体的な事例について

全国児童養護施設協議会（全養協）「親権制度の検討にかかわるアンケート」

（平成 22 年 6 月上旬）実施結果等より

【事例1】子どもの施設入所中、子どもと親権者との面会に関して困難をきたした具体的な事例

①	保護者(親)との関係・対応に悩む事例
No.1	◆何年か前に刑務所を出所した親権者(暴力団関係者)が、面会をするといって夜間に入所児童を連れ出したり、施設のルールを守らなかった。当該児童も他の児童も施設生活に変調をきたし、皆がおちつかないといった例があったため、結局3人いたこの親権者の入所児童は、2人が児童自立支援施設、1人が他の児童養護施設へ措置変更となった。
No.2	◆児童相談所からの指示で面会禁止にもかかわらず、毎日のようにやって来た親権者に対し、施設内への立入を禁止し、違反するようであれば警察に通報することを伝えた。その結果、敷地内へは入らないようになったが、入所児童を通学路で待ちぶせしていたこともあった。
No.3	◆精神的に不安定な親権者(母親)が面会にきたときに、入所児童の外泊を希望したが断った。(母の服にたくさんの血がついており、とても不安定だったので)その後、脅迫電話があり、入所児童が大人(警察)の付き添いのもと集団登校を強いられた例があった。
No.4	◆刑務所への出入りを頻繁に繰り返している親権者(父親)が、刑務所から頻繁に連絡を行い、施設職員への脅しを行なうとともに、入所児童の心を不安定にし、今後の進路を決めるのに大きな支障となり困っている。
No.5	◆収監中の親権者(父親)から、入所児童あてに手紙を送ってきて、さまざまな要求をし、職員に対しても、「児童に父親のカードを持たせて好きにお金を使えるようにしてほしい」等、要求が絶えない。
No.6	◆拘置中の親権者(父親)から、執拗に手紙で入所児童あて、また職員あてに、「以前子どもに小遣いをあげていたので、現在金が必要になり、その小遣いから金を貸してほしい」との強い要求があった。
No.7	◆親権者(父親)からの性的虐待で、父親との面会が禁止されているのに、入所児童と母親が外出中に、その父親が外出先に現れ面会していた。
No.8	◆親権者(母親)が精神的に入所児童に依存していて、入所児童の休日はすべて外泊を希望する。養育能力が伴わず、制限が必要だと思われる。
No.9	◆親権者(母親)が、入所児童の面会、引取りを強引に求めたケース。母親は人格障害。当該入所児童はある地域の乳児院・養護施設で保護されていたが、母親の強引さに抗しきれず、他県にある施設に緊急に措置変更。母親はその後もあきらめきれず、あらゆる手段で探し回る。その後、母親の援助者が殺人未遂で逮捕され収監、出所後に自殺。その間、当施設への来訪はなかったが、入所児童(きょうだい)には深い心の傷が残り、対応に苦慮中。
No.10	◆精神疾患をもっている保護者(母親)が、毎日のように施設に電話をかけてくる。入所児童も母親からの電話に対し拒否的になり、母子の関係性を構築する上で困難が生じた
No.11	◆薬物で逮捕歴のある保護者(継父と実母)。仕事も定着せず不安定な生活状況であり、嘘や虚言などを入所児童の前で繰り返すため、長期間の外泊は児童の養育上好ましくないと判断し、短期間で外泊を提案したが、保護者が厳しい態度で長期間の外泊を迫り、入所児童が不安定になるのを承知で長期間の外泊を行わせた。

No.12	<p>◆DVと保護者(実母・実父)からの身体的虐待。実父は服役経験数回あり、市内に住んでおり、学校の行き帰りに夫婦で入所児童を待っていたり、下校時に家に連れて行ったりしている。再三注意するも改善が見られず、児童相談所からの指導もあると短期的には落ちつくが、その後は元に戻っている。そのため、入所児童は生活の場所の確認が難しく不安定になりがちである。</p>
No.13	<p>◆親権者(母親)に精神疾患があり、日にもよるが、一日何度も電話をかけてきて、同じ内容の話をする。入所児童自身も、電話に出るのを嫌がっている。母親はとにかく自分の思い通りしたい、と思われており、何かにつけて、自分の意にそぐわない規則について苦情がある。たとえば夏の長期帰省について「1か月帰らせろ(帰省させろ)」といい、帰省期間を告げると「子どもとの時間を奪うのか」など、電話で1時間ほど怒鳴られた。入所児童に品物をあまり買い与えないようにいっても、とにかく会うたびに品物を買ってあげている。当該入所児童も、親＝品物を買ってくれる人、というイメージがある。</p>
No.14	<p>◆過去に、親権者(実母)の愛人が実母と入籍後、入所児童と養子縁組をしたことから、強引な帰省などを繰り返し、この対応に苦慮した。</p>
No.15	<p>◆校区内に親権者(母親)が住んでおり、入所日より約1か月、施設に慣れるために、外泊・外出・面会を遠慮してもらったが、下校途中に入所児童に会って、服装やランドセルの中のチェックなどを行なう。しかし入所児童も母親が来ていないときは、泣いて帰ってくる。また母親が行事や事務的用事で施設に来訪した時、黙って児童の部屋へ入り、児童のベッドや机などのチェックを入れ、後日クレームをつけて来る。また、母親が気になったことに対して長時間の電話がかかってくる。</p>
No.16	<p>◆親権者(実母)、精神疾患による家庭での養育困難。実父からのDVによる影響のため、入所児童の言動に実父の言動を重ね合わせてしまうことがある。入所の段階から、児童相談所の指導で、面会・外泊のコントロールをして来たが、面会・外泊の迎いの時間、帰園時間を明確にしなかったり、時間を守らなかったり、ルールを勝手に変更するなどがたびたび見られるため、約束ごとを守るよう児童相談所から指導してもらった。そのことへの不満がこぼれてきて、国、担当県行政、児童相談所、施設に対し、毎日のように連絡してくる。施設に対し不信感を持っており、施設に連絡をせずに入所児童の通う学校へ行ってしまうため、学校側からも対応について相談がある。面会、外泊などの約束がされていないにも関わらず、学校の靴箱に児童あての置き手紙をして、学校途中の際に児童を自宅に連れ帰ってしまうこともあった。自宅外泊中に入所児童の把握ができず、ほったらかし状態になる。しかも自宅内が非常に乱雑な状態で、児童相談所の家庭訪問も拒否する。そのことで当該入所児童からも不満が出ている。入所中の他児童への対応を気にして「自分の所と〇〇さんの対応が違う」と言う。個々の家庭の事情で個別対応になる旨を伝えても納得しない。</p>
No.17	<p>◆親権者(母親)が自分の都合での面会日時・場所を押し付けてくる。また母親が面会の際に入所児童の服装や持ち物を細かくチェックし、自分の意見を押しつけてくる</p>
No.18	<p>◆親権者(実母)のネグレクトによる措置入所。施設入所にいたるまでの実質的な養育者は、母方の祖母とその内縁の夫。ただし、祖母も内縁の夫も養育力不十分で当該児童は施設入所となる。祖母の内縁の夫は、傷害事件の繰り返しとアルコール依存症により、酔うと深夜を問わず施設に電話をかけてきたり、入所児童への面会を目的に来園。酔った面会、来園拒否を児童相談所より申し渡すが実行力なし。その間に実母は別の男性と結婚し、祖母に親権異動。最近、離婚と同時に再度、祖母から実母へ親権異動。実母は祖母の内縁の夫との面会も拒否。入所児童自身も男性を拒否の意思が確認できて、面会させないことでの対応が続いている。祖母に親権が異動の期間、祖母との面会を児童相談所にて実施してきたが、常に内縁の夫が障害となった例がある。</p>
No.19	<p>◆入所児童の前で、精神的に不安定な親権者(母親)が「死にたい」「子どもは里子に出す」と訴え、じっと座っていることができなったり、日に何回も電話をかけて不安を訴える。</p>

No.20	◆親権を主張し、身勝手な行動をする(朝といわず夜中といわず、入所児童との面会を主張し施設に長時間いる等)入所児童との関係を考えた時、親権の制限が必要と考えるが、他方、親権者の精神的な不安が増幅し、施設への厳しい対応が強まる。施設の生活現場では、制限だけではまだ不安を感じる。警備員の配置も必要。
No.21	◆親権者(父親)は小学生の入所児童が気持ちのよりどころで、毎週外泊を実施している。小学校も高学年になると、学校や地域で週末活動が増えるとともに、友達とのかかわりも必要になってくるが、父親はいつまでも入所児童を赤ちゃん扱いしている。外泊を見合わせる時は、父親の同意を得るのに苦慮している。
No.22	◆精神疾患の親権者(母親)、学校行事等の参加・外泊を望んでいるが、小学生の入所児童は拒否している。しかし、母親は納得できず施設職員に苦情の電話が来る。
No.23	◆親権について両親が調停中の場合など、面接交渉や通信連絡で、施設に仲介を求めてくる保護者がいる場合、苦慮するときがある。
No.24	◆親との関係や、親の状況についての情報提供や交換を、児童相談所と頻繁に行っている。意見の対立があった際には、はじめに施設側が対応し、難しい場合には児童相談所や、(親の出身地の)福祉事務所も間に入って対応する。できるだけ、施設側で全体の状況が把握できるなかで話し合いの場を設定する。親が過激な対応を行うことが想定される場合、児童家庭支援センターの運営協議員でもある警察署とも連携した対応を行っている。
No.25	◆施設と保護者の間で意見の対立が見られるときなどは、基本的には施設と保護者との話し合いのなかで解決をはかるよう心がけている。しかし、施設の対応に納得がいかない保護者がいた場合などは、施設独自で設置している第三者による苦情処理委員会へ保護者が直接申し立てられるよう、保護者に周知している。(現時点では、直接申し立ての実績はない)
No.26	◆母親からの虐待で入所した児童。母が精神疾患の疑いあり。子どものしつけ、生活への要求、施設や児童相談所の器物破損や昼夜問わずの電話があった。県知事から面会、通信制限を出したが、指導に従っていない。
No.27	◆精神的な疾患をかかえる親が多く、電話を再三かけてくることが多い。最初昼間に何度もかけてきて、施設職員が「昼は忙しい」というと、夜中にかけてくる。主訴は「子どもを手放したくなかったのに児童相談所が無理やりに連れて行った」「子どもをちゃんと見てくれているのか」との内容であるが、主として自分の昔の話や今の悩みなどを長時間話している。話を聞かないと、担当者の中傷や施設はおかしいとクレームをつけてくる。どこでもトラブルを起し、自分の話を聞いてくれるところへすべてをぶつけてくる。親権もさることながら、親権をしっかりと行使できない親への対応策や支援について誰が行うのか明確にして取り組む必要性を感じる。
No.28	◆虐待していた親(父・母)が、「子どもにあわせてほしい」と施設に来訪することがある。児童相談所等も介入してそんなに大きな事件になることはないが、その都度調整する。
②	親との面会により、子どもの生活に支障が生じかねない例
No.29	◆当該入所児童は、週末になるとほとんど毎週帰省しているが、帰園予定日や帰園時間を守らず、結局児童は学校を欠席したり、宿題が終了しなかったりする。